

審 議 経 過

1 開会

2 委員交代に伴う新任委員の紹介

伊万里市老人クラブ連合会より新たに推薦された平田委員の紹介

平田駿一郎委員（伊万里市老人クラブ連合会 副会長）

3 委員長のあいさつ

（委員長）本日は、第3回だが、前回の委員会でかなり意見が出たので、その修正や検討も行った結果となっている。今回はパブリックコメントの結果やその他のご意見もあっており、その結果を踏まえて最終案について皆さんの賛同を得たら、委員会は終了ということになる。最後までよろしく願いたい。

4 協議

（1）パブリックコメントの結果について

パブリックコメントについては市民からの意見はなかった。

期間終了後に意見があり、今回の最終案に反映させた。

資料を用い、修正箇所について説明を行った。

（委員A）統計に関するデータで、国勢調査の速報値から確定値に修正されているが、年齢別人口の合計と総人口が一致していないが何か理由があるのか。

（事務局）年齢別の人口と総人口はそれぞれで積み上げる。年齢が未記入の方などの要因があり、ズレが生じている。

（委員B）地域福祉計画に圏域の設定の追加について、確認したい。

重層的なものとして捉え、明文化はしないということで理解してよいか。

（事務局）本来は（地域福祉計画に）圏域を設定できればいいのだが、本市は市域が広くもあり、それぞれの地域福祉活動を行う範囲がそれぞれであることから、今の時点では設定は難しく、それぞれに応じた形で活動計画の中で設定していくという方法をとりたいと考える。

（委員B）運用の中でそれぞれ意識をしてやっていくという理解でよいか。

（事務局）はい、そうなる。

(委員長) 地域福祉計画の「地域」は市町村を指す。伊万里市の福祉計画のこと。
しかし、小地域を指す場合もあり、そのことが事務局から説明があった。
小地域によって活動が様々であり、伊万里市でも社協で取組がなされているので、地域に応じた取組も検討されているのではないか。そういうことを意識してやるのとそうでないのとでは違うと思う。

(委員長) 3週間ほど前に佐賀市の地域福祉計画の委員会があった。佐賀市は2年度に策定し、今年度(令和3年度)からPDCAが始まっている。「地域福祉計画推進委員会」があり、毎年、評価をしている。

伊万里市の場合は、行政の方で毎年チェックはしていくが、それを中間年度と策定年度の2回ほどこの策定委員会に集まった方を中心に集まり、結果を報告し、ご意見を伺いながら修正すべきところは修正していくという方法でしていくということ。

この計画がどのように進んでいるのかということを日常的に把握していくとか状況を見ていきながらご意見を頂ければ、より良い計画となる。

(2)計画最終案についての意見交換

(委員C) 計画書(最終案)の47ページに成年後見制度がある。そこに書いてあるとおり認知症、知的障がい、精神障がいであったりして、物事の判断がちょっと厳しいかなあとと思われる方が利用されるということはチラシなどで見ている。

地域で一人暮らし、身寄りがいない人などがいる。こうして書いてあることは理解できるが、例えば誰がそうしたときに繋げるのか。

最終的には市長の申立てになるが、その手前でどういったことをしなければならぬのかお尋ねしたい。今後、5年間でも増えると思う。何かアドバイス等があれば教えてほしい。

(事務局) 成年後見制度の相談窓口という部分についてのお尋ねだが、現状では、社会福祉協議会では、金銭管理事業「安心サポートセンター」があり、一歩手前の方の金銭管理事業になる。認知症等が重度化した場合には、この成年後見制度に繋げる場合がある。相談があった場合には、高齢者の場合には伊万里市地域包括支援センターでの権利擁護事業があり、その中で成年後見制度の対応ができる。身寄りがいない場合には市長申立てを市役所で行う。同様に障がい者の分野では福祉課障がい福祉係が窓口となる。

国の方では市民後見や成年後見がなかなか普及していないということもあり、中核機関を設けるような動きがある。その機関では相談窓口を一手に受けることであり、伊万里市でも今後、どこかが担う必要がある。

その機関を担う一つとして社会福祉協議会が想定されている。相談を受けた後、具体的にどういった形で制度を利用するか、どこに申し込めばいいのか、その後、後見人になった人がどういった役割を担っていくのかというところもアドバイスすることになる。

(委員長) 今後、判断能力が不十分な方が増えていくのは明らか。

認知症高齢者700万人、知的障がい者100万人、精神障がい者の方380万人だが、全部合わせて成年後見制度を利用されている方は23万人弱しかいない。圧倒的に少ない。必要な方が必要な制度を使うということは大事だが、なかなか色々な事情があって使われていない。これは市町村が腰を据えてしっかりと成年後見制度の利用促進を担わなければならないと思う。成年後見制度が必要な方は伊万里市の中でそういった制度が使えるような体制づくりに持っていくということが一番安心だと思う。

先ほどあった、身内がいない、身内が遠方にいる、身内と疎遠、身内から仕打ちを受けているなど、必ずしも身内がいるからいいというばかりでもない。

民生委員の方も相談できる、頼れるセンターのような仕組みがあれば非常に安心だと思う。

委員の皆さんは地域住民の方と直に接しておられる。身近なところで高齢者や障がい者の虐待はあっている。法律的に守るためにも成年後見人をつければかなりのことができるようになる。

(事務局) 成年後見制度は、計画(最終案)の45ページになるが、権利擁護の推進の中で成年後見制度利用促進計画と記載している。

委員長からもあったように国の方で利用の促進について推進がなされ、その計画に基づき、今回の地域福祉計画の中に包含する形で取組内容を記載している。また、市の取組内容についても、成年後見制度利用促進計画という部分は第3次計画には無かったものを第4次計画では中核機関の設置など、市の方も取組内容の推進を図っていきたいと考えている。

(委員D) 計画書(最終案)の47ページの成年後見制度の件で、知的障がい、精神障がいは、現状では民生委員は分かりづらいと思う。一人暮らしの把握は分かるが、障がい者の情報はどこを調べていいのか分からない。家に行ってもうちの子はどうだということは誰も言わない。そういったことが民生委員としては把握が難しい。

(委員長) 障がい者は相談支援事業所にはかなりの情報があるが、成年後見制度にどう繋がっていくのかという支援の中でのお互いの情報共有という面からは、個人のプライバシーという点でも民生委員はご苦労されていると思う。

(災害時の)要援護者の支援という点でも同じようなことが言えるが、共通理解を深めていこうという流れにある。

(3) 今後のスケジュールについて

市長へ計画の最終案を提出し、計画書を策定委員及び関係機関・団体に送付

5 閉会